



襦屋町子さんは無実です。検察の起訴は不当です

弁護団申請の証人・証拠を十分に調べ、無罪判決を出すことを求める署名

岡山地方裁判所第1刑事部 裁判長・本村暁宏 様

【要請の趣旨】

倉敷民主商工会（民商）事務局員の襦屋町子さんは、2014年、法人税法違反（脱税）ほう助と税理士法違反で起訴されました。無実を訴えた襦屋さんは428日間も身柄を拘束されました。

当時、民商会員だった建設会社による脱税の事実はありません。従って襦屋さんが脱税を手助けしたとの事実もありません。

襦屋さんは民商会員の要望に従ってパソコン入力をしただけで、税理士法違反ではありません。

一審・岡山地裁は有罪判決を出しましたが、2018年、二審・広島高裁岡山支部は有罪の理由となった証拠は違法であるとして、有罪判決を破棄し、審理を地裁に差し戻しました。

差し戻し判決から5年以上が経過しているにもかかわらず、裁判が開かれませんでした。この主な理由は、立証責任を負う検察が、証拠の整理や十分な立証計画の作成ができずに遅れたものです。さらに、検察は事件から9年以上が経過しているのに、突然、訴因の変更を申し立てました。一審での不当な立証を裁判所から断罪され、まともな立証計画も立てられず、今度は「脱税額が間違っていました」と変更するなど、起訴がいかにもいいかげんで不当であったかをみずから示すものです。

襦屋さんは、このような不当な起訴によって、9年を超えて被告人とされています。これは、憲法37条「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」から見て、重大な人権侵害です。裁判所は、不当な起訴を許すべきではありません。

そもその問題は、有罪判決を出した一審で、裁判所が弁護団の申請した証拠・証人をことごとく不採用にするなど、被告人・弁護側の主張を聞かず、検察側に有利な訴訟指揮をとったことにあります。差し戻し審では、被告人・弁護側の求める証拠・証人をきちんと調べるのがなによりも重要です。

この事件は冤罪であり、納税者の権利を守って自主申告運動を進め、重税に反対し税務行政の是正を求める民商の活動の弱体化を狙った弾圧です。断罪されるべきは、無実の襦屋さんを逮捕・起訴し、犯罪をでっち上げた検察・警察と国税当局です。

差し戻されて以来、約25万人分（2023年3月現在）の襦屋さんの無罪を求める署名が貴裁判所に届けられ、公正な裁判を行うよう求めています。

【要請事項】

弁護団の請求するすべての証拠・証人を採用し、公平・公正な審理で、襦屋さんに無罪判決を出すこと

氏 名	住 所

取り扱い団体 国民救援会愛知県本部 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401

電話 052-684-5825 FAX 052-684-6355



救 援 新 聞
〔1958年6月10日〕
第三種郵便物認可